

担い手アクションサポート事業（新規）

【平成19年度概算決定額：3,500,000（0）千円】

対策のポイント

全国約1,000ヶ所の担い手育成総合支援協議会に、担い手支援のためのワンストップ窓口を設置します。この窓口で、経営相談・技術指導・法人化支援・農地の利用調整活動・担い手の組織化支援・再スタート支援など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に行います。

（「担い手育成総合支援協議会」について）

担い手育成総合支援協議会は、担い手（認定農業者や集落営農組織）を育成するため、行政・JA・農業委員会等が連携して各種の支援活動を行うための組織で、全国段階、都道府県段階（47）、地域段階（1,009（18年10月末現在））で設立されています。

政策目標

		担い手の育成・確保	
<平成17年>		<農業構造の展望（平成27年）>	
認定農業者	約20万	効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
集落営農	約1万	効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

<内容>

1 ワンストップ支援窓口の設置

担い手（認定農業者・集落営農組織）が抱える様々な経営課題の相談に一元的に応じるため、都道府県・地域段階の担い手協議会に、総合的な支援相談窓口を設置します。

【補助率：1/2以内】

2 担い手アクションサポート会議の設置・運営

担い手が必要としている支援の内容等について協議し、その実施について担い手協議会へ提言を行うため、コーディネーター（普及指導員・行政のOB等）を中心に、認定農業者や集落営農組織の代表者等からなる「担い手アクションサポート会議」を設置します。

【補助率：1/2以内】

3 担い手アクションサポートチームの設置・運営

担い手協議会の構成団体とスペシャリスト（税理士・中小企業診断士等）からなる「担い手アクションサポートチーム」を設置して、「担い手アクションサポート会議」の提言を踏まえて具体的な支援内容を決定し、以下の支援を実施します。

(1) 担い手アクションサポート活動

担い手個々の経営課題に対応するよう、個別に以下の支援を行います。

経営・技術相談、コンサルティング

資格取得など、スキルアップ支援

担い手自らが行う組織化の支援

地域農業を支える人材（リーダー、会計責任者等）の育成

集中的な技術・営農支援

新たな人材の育成・確保

など

(2) 担い手育成・確保活動

担い手の育成・確保を図るため、以下の支援を実施します。

認定農業者や特定農業団体等の制度や各種支援策のPR

農業経営改善計画や特定農用地利用規程等の作成支援、工程管理

農地情報の整備、農地監視活動等農地の利用調整活動

農業における再スタート支援活動

など

【補助率：定額】

【事業実施主体：担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）】

【事業実施期間：平成19年度～21年度】

< 特記すべき事項 >

(1) 行政・JA・農業委員会など地域における関係機関の担い手育成機能を1ヶ所に集約し、新たにワンストップ支援窓口として、経営や技術に関する相談に一元的に応じる体制を整備します。これにより、担い手が必要とする支援が受けやすくなります。

(2) これまでの既存の担い手育成のための6つの事業を1つに整理・統合し、様々な支援活動を選択できるようメニュー化します。これにより、多様な担い手の経営発展に応じた全ての支援活動を総合的に実施します。

18年度

19年度

認定農業者等担い手育成・確保支援事業

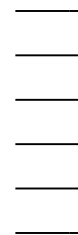
集落営農育成・確保支援事業

農地の利用調整活動支援事業

新規就農者・女性農業者等育成・確保支援事業

担い手育成・確保普及支援事業

集落営農育成・確保緊急支援事業



担い手
アクション
サポート事業

- 担当課：経営局経営政策課 (03 - 3501 - 3742 (直))
- 構造改善課 (03 - 3591 - 1389 (直))
- 普及・女性課 (03 - 3501 - 1962 (直))
- 金融調整課 (03 - 3501 - 3726 (直))